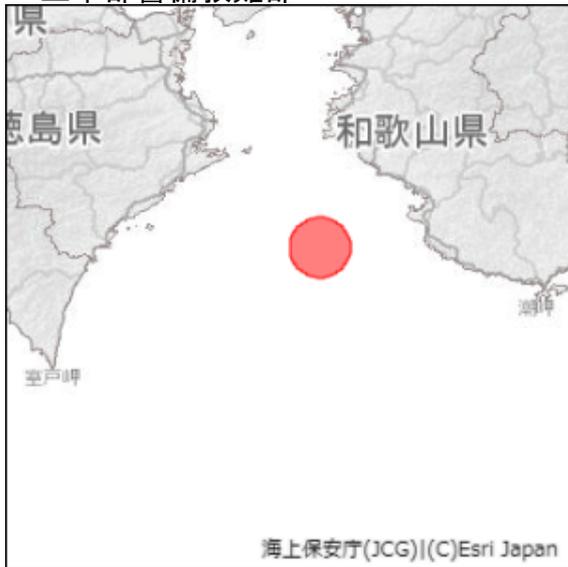


五管区水路通報

第 10 号

- [第 89項 紀伊水道南方 - 射撃訓練](#)
- [第 88項 本州南岸 - 潮岬西南西方 射撃訓練](#)
- [第 87項 瀬戸内海 - 明石港西方 灯浮標交換作業](#)
- [第 86項 阪神港 - 神戸区、第6区 灯浮標交換作業](#)
- [第 85項 北太平洋西部 - ロケット打上げ終了](#)
- [第 84項 四国南岸 - 足摺岬南方\(リマ海域及び付近\) 射爆撃訓練](#)
- [第 83項 四国南岸 - 足摺岬東方至豊後水道南口 離着水訓練](#)
- [第 82項 阪神港 - 大阪区、大阪航路及び付近 航行制限](#)
- [第 81項 本州南岸 - 潮岬東方 救難訓練](#)
- [第 80項 四国南岸 - 足摺岬北西方 灯台光達距離変更](#)

2026年89項 紀伊水道南方 - 射撃訓練
紀伊水道南方において、巡視船艇による射撃訓練が実施される。
期 間 令和8年3月27日 1000～2400
区 域 33-34.8N 135-03.0Eを中心とする半径5海里の円内
備 考 国際信号旗「UY」及び「NE4」を掲揚
紅色閃光灯を点灯
海 図 W77(JP共)
出 所 五本部警備救難部



2026年88項 本州南岸 - 潮岬西南西方 射撃訓練
潮岬西南西方において、航空機による射撃訓練が実施される。
期 間 令和8年3月26日 1500～2400
区 域 33-19.2N 135-19.1Eを中心とする半径5海里の円内
海 図 W77(JP共)

出 所 五本部警備救難部



2026年87項 瀬戸内海 - 明石港西方 灯浮標交換作業

セメント磯において、潜水士・起重機船による下記灯浮標の交換作業が実施される。

期 間 令和8年3月19日(予備日23日~28日) 日出~日没

区 域 (1) セメント磯西灯浮標(灯台表第1巻3829)

34-38-38N 134-57-12E 付近

(2) セメント磯中灯浮標(灯台表第1巻3828)

34-38-25N 134-57-48E 付近

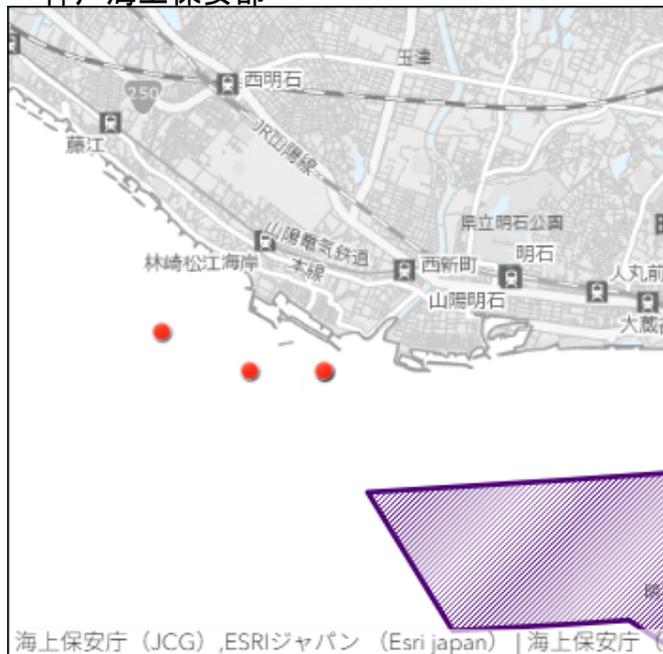
(3) セメント磯東灯浮標(灯台表第1巻3827)

34-38-25N 134-58-18E 付近

備 考 警戒船を配備

海 図 W131-W150A-W150B

出 所 神戸海上保安部



2026年86項 阪神港 - 神戸区、第6区 灯浮標交換作業

神戸中央航路及び航路南東方において、起重機船による下記灯浮標の交換作業が実施される。

期 間 令和8年3月21日(予備日23日~28日) 日出~日没

区 域 (1) 神戸中央航路第2号灯浮標(灯台表第1巻3655)

34-38-42.2N 135-16-13.0Eを中心とする半径170mの円内

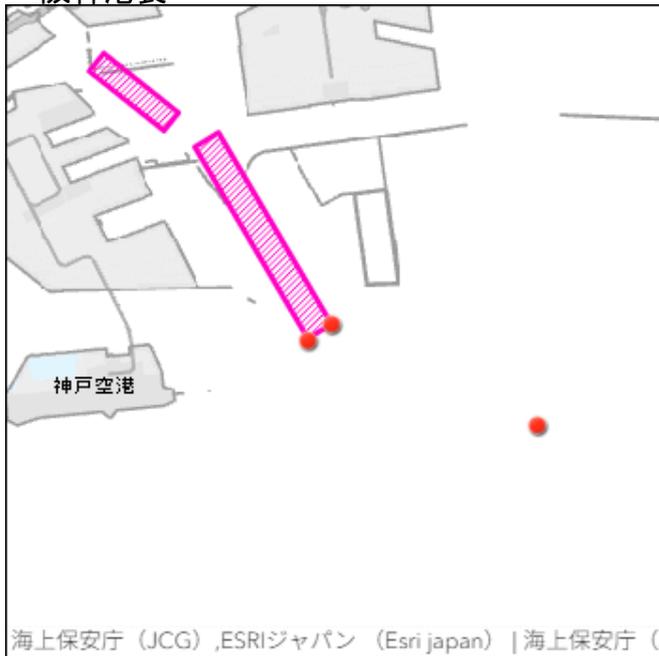
(2) 神戸中央航路第1号灯浮標(灯台表第1巻3648)

34-38-33.6N 135-15-56.3Eを中心とする半径170mの円内

(3) 神戸六甲アイランド東水路中央灯浮標 (灯台表第1巻3635)
34-37-45.7N 135-18-32.3Eを中心とする半径170mの円内

備考 起重機船は航路外にアンカーしてその位置を浮標にて明示
警戒船を配備

海図 W101A-W1103-W150A-W106(JP共)
出所 阪神港長



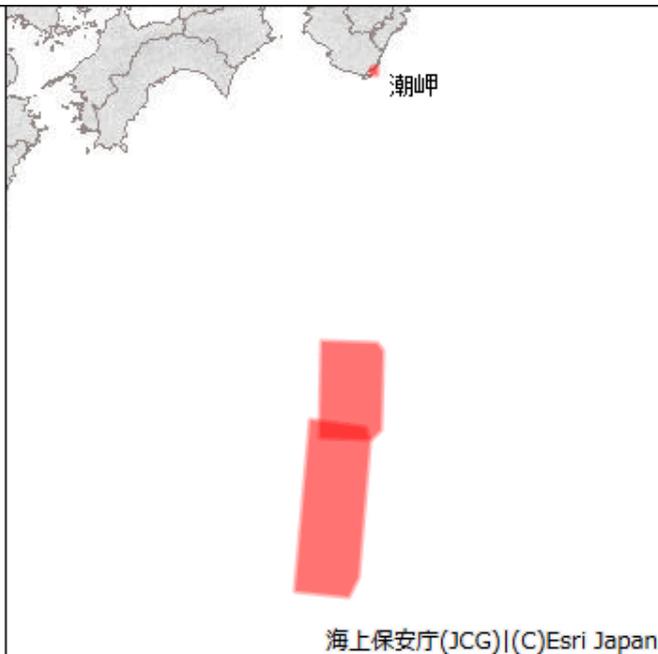
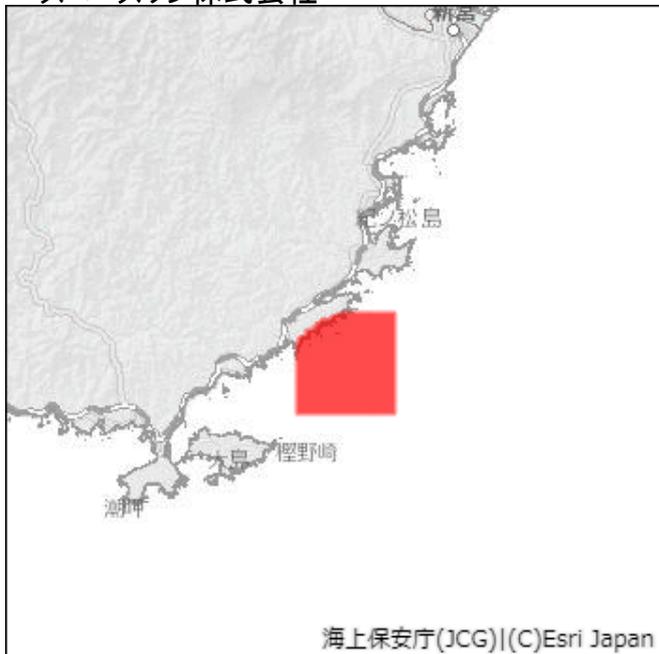
2026年85項 北太平洋西部 - ロケット打上げ終了

五管区水路通報8年4号35項削除

スペースポート紀伊(33-32-42N 135-53-20E)における、カイロスロケット3号機の打上げは終了した。

海図 W93(JP共)-W77(JP共)-W157-W247-W1072

出所 スペースワン株式会社



2026年84項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射爆撃訓練

自衛隊航空機による空対空射撃訓練及び空対水射爆撃訓練が実施される。

期間 令和8年4月1日~30日(土曜、日曜及び祝日を除く)0800~1700

区域 下記10地点により囲まれる区域

(1) 32-09-13N 132-59-51E

(2) 31-48-13N 132-59-51E

(3) 32-02-13N 133-29-51E

(4) 31-42-13N 133-29-51E

- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-30-43N 132-09-21E
- (8) 32-00-13N 132-34-51E
- (9) 32-03-13N 132-37-51E
- (10) 32-01-43N 132-37-51E

海 図
出 所 W157
防衛省



2026年83項 四国南岸 - 足摺岬東方至豊後水道南口 離着水訓練

救難飛行艇の離着水訓練が実施される。

期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日(土曜及び日曜を除く) 日出～日没までのうち2時間程度

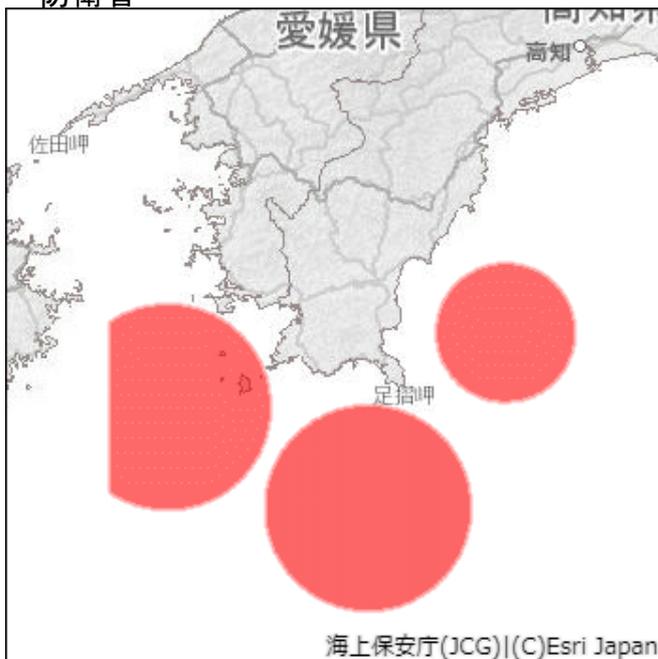
区域1 32-51N 133-19Eを中心とする半径10海里の円内

区域2 32-25N 132-55Eを中心とする半径15海里の円内

区域3 32-40N 132-20Eを中心とする半径15海里の円内のうち、132-10E以西を除く区域

海 図 W157

出 所 防衛省



2026年82項 阪神港 - 大阪区、大阪航路及び付近 航行制限

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航行等が引き続き制限される。

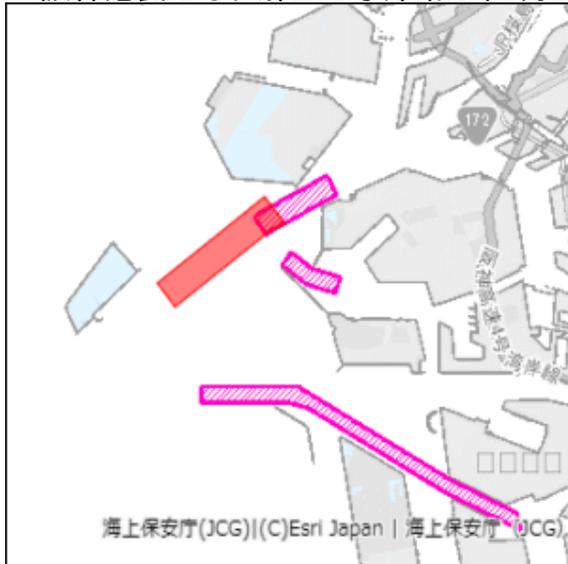
期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

区 域 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-08.6N 135-23-25.5E(赤色灯付浮標)
- (2) 34-38-01.5N 135-23-10.7E(大阪第2号灯浮標)
- (3) 34-37-18.7N 135-22-00.3E(大阪新島埋立区域南第4号灯浮標)
- (4) 34-37-33.0N 135-21-46.0E(緑色灯付浮標)
- (5) 34-38-23.9N 135-23-09.8E(緑色灯付浮標)

- 制限事項
- 1)航行制限区域に出入しようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければならない。
 - 2)船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又はえい航している船舶を放してはならない。
 - 1 海難を避けようとするとき。
 - 2 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
 - 3 港長の許可を受けたとき。
 - 3)船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

海図所 W1146-W123-W1103
阪神港長公示大第8-1号(令和8年2月20日)



2026年81項 本州南岸 - 潮岬東方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

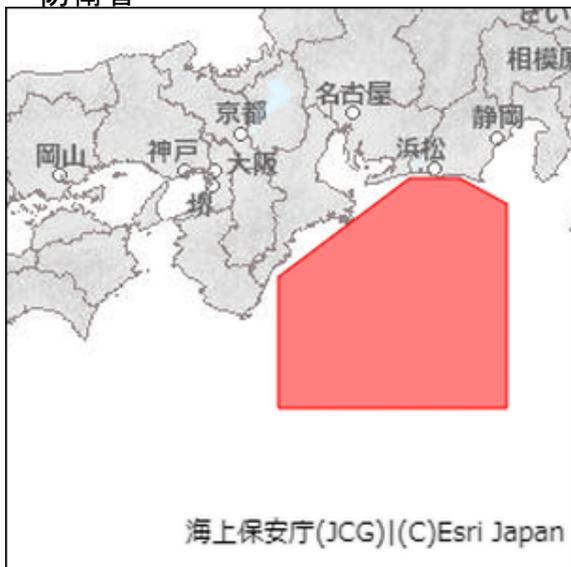
期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日(土曜、日曜及び祝日を除く)0800～2100

区域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-12N 137-29-22E
- (2) 34-38-12N 137-59-49E
- (3) 34-25-12N 138-29-49E
- (4) 32-40-13N 138-29-49E
- (5) 32-40-13N 136-09-50E
- (6) 33-47-12N 136-09-50E

備考 キャンدلライト、スモークライト、マリンマーカー、シーマーカー及びフレアを使用
海図 W61B

出 所 防衛省



2026年80項 四国南岸 - 足摺岬北西方 灯台光達距離変更

灯器交換により下記のとおり灯台の光達距離が変更された。

1. あしずり港第3防波堤西灯台(灯台表第1巻3109.3)(32-46.5N 132-56.1E)

変更日 令和8年3月7日

光達距離 新) 5海里

旧) 4海里

2. 土佐清水港平瀬防波堤灯台(灯台表第1巻3106)(32-45.9N 132-57.1E)

変更日 令和8年3月6日

光達距離 新) 5海里

旧) 4海里

海 図 W1268-W108(JP共)-W1220(JP共)

出 所 五本部交通部、高知海上保安部

